

発行日： 4月15日

時刻： 17:00

主題： 特別規則書の変更

文書番号： 2

発行者： 組織委員会

宛先： 全参加者

ページ数： 1

添付書類： なし

【公式通知No1】

特別規則書の条分を下記の通り変更する

第24条 コントロールの手順と機能

7.1 LEG1終了後は各自での車両保管とする。(宿泊施設等への移動のための使用は可能)

ただし、車両の調整、整備等は禁止とする。

LEG1終了後 LEG2の開始までの間はボンネット、給油口、トランクは封印するものとする。



第24条 コントロールの手順と機能

7.1 LEG1終了後は各自での車両保管とする。(宿泊施設等への移動のための使用は可能)

ただし、車両の調整、整備等は禁止とする。

LEG1終了後 LEG2の開始までの間はボンネット、給油口は封印するものとする。

以上